

津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

四日市市（以下「甲」という。）と株式会社MS管財（以下「乙」という）は、東海・東南海・南海地震等が発生したのち、地域住民が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設を地域住民の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 所在地 四日市市大池町30番地
- (2) 所有者 株式会社MS管財
- (3) 名称 株式会社MS管財 本社事務所
- (4) 構造等 鉄骨造 3階建
- (5) 使用場所 3階部分（ベランダ含む）約150㎡（約150人収容）

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがある時から、乙および地域住民等が津波避難ビルとしての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲および地域住民は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分を除くものとする。

2 地域住民等が当該対象施設を津波避難ビルとして使用した場合において、避難するにあたり、やむを得ず破損した施設の回復に要する費用については甲が負担するものとする。

（利用者責任）

第6条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（津波避難ビル表示、公開）

第7条 甲は、対象施設の使用箇所等を確認したうえで津波避難ビルとして指定し、それを表示する看板等を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第9条

この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

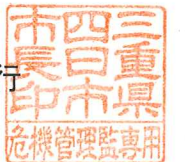
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年6月11日

甲 四日市市諏訪町1-5

四日市市長

田中 俊行



乙 四日市市大池町30番地

株式会社MS管財

代表取締役社長

竹内 巨

